



島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上・代替制度あり)を導入した事業所に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

飲食店でも活用 人材の確保・定着に向けた取組

時間単位の年次有給休暇制度の導入と、育児短時間勤務制度の対象拡大を行った柿の里。子育てしやすい職場環境づくりについて、山脇裕子代表取締役(70)に話を聞きました。

制度導入にあたっての思いは

私は自ら立ち上げた飲食店が多忙だったため、子どもたちの学校行事などにはほぼ出席できませんでした。その経験から、従業員には子育て中でも安心して働ける職場環境を、制度として整えたく導入に至りました。

制度の活用状況は

従業員の一人はお子さんの習い事の送迎をするため、育児短時間勤務制度を利用し、午後5時までの勤務を1時間短縮しています。当店は現在ランチ営業ならびに近辺企業などへの弁当配達を行っており、繁忙時間が朝から昼間に集中します。それでもお子さんに突発的な何かが起こった際には、時間単位の年次有給休暇制度を遠慮なく利用してもらっています。それは「お

今後の課題は

当面は繁忙時間に勤務してもらえ、幅広い年齢層の人材確保が課題です。両制度を導入したことが、子育て世代の求職者へも大きな魅力になると確信しています。従業員の層が厚くなればより充実した職場づくりが可能となり、それを笑顔に変えてお客さまへ還元したいと思っています。

従業員の声

子育てと仕事の両立が人生のプラスに

三浦かおりさん(49)

勤続年数20年を迎える三浦さん。4人のお母さんで、一番下は小学3年生です。「接客の他、日計表作成などを任せてもらっています。責任感はやりがいにつながり、育児短時間勤務

互いさまであり「当然の権利」として周知できています。そういったときが私の出番で、フォロー体制は万全です。子育て中でない従業員を含めて、誰もが制度を利用しやすい雰囲気づくりを心掛けています。



株式会社柿の里

代表取締役：山脇裕子
住所：吉賀町柿木村柿木81
労働者数：8名
業種：飲食業・温泉管理
活用制度：時間単位の年次有給休暇制度、育児短時間勤務制度の対象拡大(3歳以上、小学6年生以下の子どもがいる労働者)

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金

10万円 | 上限額
[1制度導入] 20万円

※1事業所につき右記支給要件のA・Iそれぞれ1回限りの申請となります。

支給要件

常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のA・Iの制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績があること

A 時間単位の年次有給休暇制度

(対象)18歳までの子どもがいる労働者

I 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ
(対象)小学6年生以下の子どもがいる労働者



出産後職場復帰奨励金



出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます

労働者数等に応じて

奨励金 10万円・20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 10万円・20万円・40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590